

東京都板橋区農業委員会

第25期第22回定例総会議事録

令和7年4月25日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 25 期第 22 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 7 年 4 月 2 5 日（金）午後 3 時 3 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 0 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8		12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況の照会について (資料1)
- (2) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計7件 (内訳: 4条関係7件、5条関係0件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
合計2件
- (3) 令和7年度 板橋区農業関係予算の概要について (資料4)
- (4) 農業委員会だより(案)について 別添資料

3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業について (資料5)
- (2) さつきフェスティバルの実施について (資料6)

4 次回日程

日 時 令和7年5月26日(月) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	松澤 智昭	委員
	染宮 利章	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	河崎 啓	農政主査
	橋本 陣	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第22回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、松澤智昭委員、染宮利章委員を指名させていただきます。</p> <p>また、本日欠席の届出を久保秀一委員と中妻じょうた委員より受けております。</p> <p>それでは、協議事項（1）生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況の照会についてです。</p> <p>本件は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当する委員はご自身が関係する議事に参与することができません。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらにつきましては、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>それでは1ページ、資料1をご覧ください。</p> <p>4月18日付にて、都市整備部長から農業委員会会長に対し、生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況について照会がございました。対象農地は成増四丁目334番57、約590平方メートルでございます。4月23日に木村委員と事務局で現地確認を行いました。</p> <p>農地の詳細ですが、3ページをご覧ください。本件は、既に指定されている農地が約2,050平方メートル、新たに申請があった農地が約590平方メートルということで、図で示されております。現況については画面をご覧ください。</p> <p>現在は、畑となっております。</p> <p>こちらは、3ページの図の中で、Aの矢印側の面から畑内を写した写真となっております、赤線から矢印方向が、今回追加で指定する範囲となっております。</p> <p>この内容で問題がないようでしたら、4ページのとおり都市整備部長あてに回答したいと考えております。説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>農地としても全く問題がありませんし、生産緑地が増えるということで、ぜひ皆様にも同意をしていただきたいと思います。</p>
委 員	<p>地図に記載の斜線部分はこういった土地になりますか。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>生産緑地です。今回の追加指定分が網掛け部分になっています。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、都市整備部長あてに回答をお願いいたします。 続きまして、協議事項（２）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>板橋区 都市型 農業振興・農地保全 推進事業費 補助金 交付申請が、 2件ございます。 5ページ、資料2をご覧ください。 申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。 対象事業は「農地整備事業」で、事業内容は「生垣新設工事」です。 施行場所は記載のとおりで、事業経費は68万5300円、申請金額は22万8千円です。 1枚おめくりいただいて7ページは事業計画となっております、本年4月に農地整備事業を行う計画となっております。さらに1枚おめくりいただいた9ページが見積書となっております、10ページには、施工場所の地図と現地の写真を掲載しております。 次に11ページをご覧くださいと補助要件等が表となっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。 問題等がなければ、12ページの答申書を発行したいと考えております。 続きまして、13ページをご覧ください。 申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。 対象事業は「農地整備事業」で、事業内容は「土留め工事」です。 施行場所は記載のとおりで、事業経費は110万円、申請金額は36万6千円です。 1枚おめくりいただいて15ページは事業計画となっております、本年4月に農地整備事業を行う計画となっております。 さらに1枚おめくりいただいた17ページが見積書となっております、19ページには、施工場所の地図と現地の写真を掲載しております。 次に20ページをご覧くださいと補助要件等が表となっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。 問題等がなければ、21ページの答申書を発行したいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特に無いようですので、補助金の交付を決定したいと思いますよろしいでしょうか。</p>

委員一同	意義なし
会長	<p>それでは事務局にて手続きを進めてください。</p> <p>続きまして、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、資料３、２２ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出で、令和７年３月１１日から同年４月１０日までに届出があったもの、７件でございます。</p> <p>専決番号１、土地の所在が四葉一丁目２９番６の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は３３７平方メートル、転用の目的は共同住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、２３ページ上段の専決番号１の案内図において、矢印が指しているところ、西松屋 板橋四葉店の南東側です。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は不耕作地となっており、令和７年３月２５日着工、令和７年１２月２５日完了予定、木造３階建１棟の共同住宅が建築予定となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>専決番号１番の件について、何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特に無いようですので、続いて専決番号２番の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>専決番号２、土地の所在が前野町五丁目３９番１の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は４６９平方メートル、転用の目的は共同住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、２３ページ下段の専決番号２の案内図において、矢印が指しているところ、志村小学校の南側です。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
事務局長	<p>続きまして、専決番号３、土地の所在が前野町五丁目２８番２１の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は４平方メートル、転用の目的は戸建住宅・駐車場です。</p>

<p>書記</p>	<p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、23ページ下段の専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、淑徳高等学校の北側です。 現地の詳細については、書記からモニターを使ってご説明いたします。</p> <p>現況は共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。 こちらは住宅の裏側の隣家との境の壁沿いの4平方メートルの範囲でございます。 場所としましては、写真赤枠で示した場所付近となります。 説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>専決番号2番、3番の件について、何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>専決番号3番について、4平方メートルしかない土地で、既に共同住宅も建てられており、今後戸建住宅と駐車場を建設予定とのことですが、農地転用の届出を受理するにあたり、問題はないのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今後当該土地を開発するにあたり、本件土地の地目を現況に合わせ、隣接する土地と併せて開発していくことが目的ではないかと推察しております。</p>
<p>委員</p>	<p>当該土地の今後の予定は土地所有者に委ねられるが、農地転用の届出を行ってれば、今後の開発が行いやすいという認識で良いのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>その通りです。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特に無いようですので、続いて専決番号4番の説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号4、土地の所在が赤塚三丁目559番2の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。面積は502平方メートル、転用の目的は共同住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、24ページ上段の専決番号4案内図において、矢印が指しているところ、成増ヶ丘小学校・赤塚第二中学校の東側です。 現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和7年7月29日着工、令和8年4月25日完了予定、鉄骨造3階建1棟の共同住宅が建築予定となっております。</p>

<p>会 長</p>	<p>す。 説明は以上でございます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>専決番号4番の件について、何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特に無いようですので、続いて専決番号5番、6番の説明をお願いします。</p> <p>専決番号5と6は隣接した土地に対する届出のため、併せてご説明させていただきます。まず、専決番号5、土地の所在が前野町三丁目51番14の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は390平方メートル、転用の目的は個人住宅・駐車場です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 併せまして、専決番号6、土地の所在が前野町三丁目51番19の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は16平方メートル、転用の目的は個人住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、24ページ下段の専決番号5・6の案内図において、矢印が指しているところ、見次公園の南東側です。 現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>まず、専決番号5の現況は駐車場及び個人住宅となっております。範囲は、駐車場と、奥の個人住宅の一部の範囲となっております。現況に対する届出でございます。</p> <p>次に専決番号6の現況は、駐車場横のマンション側から個人住宅につながる通路となっております。現況に対する届出でございます。 範囲としましては、写真の赤枠の範囲となります。 説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>専決番号5番、6番の件について、何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>専決番号5番の土地所有者が父親で、専決番号6番の方が息子であると推察されますが、今後の相続も含めた転用という認識で良いでしょうか。</p>
<p>書 記</p>	<p>今回届出がなされた背景として、当該駐車場の奥の個人住宅について、建て替えの話があがり、建て替えにあたって地目をそろえるために届出を行った旨を届出者から伺っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特に無いようですので、続いて専決番号7番の説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>専決番号7、土地の所在が高島平五丁目18番3及び18番27の2筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は合計で469平方メートル、転用の目的は個人住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、25ページ上段の専決番号7の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線西高島平駅の南側です。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は個人住宅となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>本件は2筆の土地の届出ですが、道路手前側と奥側で筆が分かれているような形ですか。</p>
<p>書記</p>	<p>住宅正面に向かって左右に戸建住宅側と庭側で筆が分かれています。</p>
<p>会長</p>	<p>その他何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>続きまして、報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、26ページ、資料4をご覧ください。令和7年3月11日から同年4月10日までに東京法務局板橋出張所より照会のあったものが2件ございます。</p> <p>番号1、土地の所在が前野町五丁目12番2、登記簿上の地目は畑、面積は1,725平方メートルです。</p> <p>土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、3月18日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を3月19日に東京法務局板橋出張所に回答しております。</p> <p>概ねの位置は、27ページ上段の番号1の案内図において、矢印が指しているところ、淑徳高等学校の北側です。</p> <p>現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は、共同住宅及び非農地となっており、共同住宅以外の土地は工事がされている最中でした。</p> <p>そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。</p>

会 長	番号1番について、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	東京法務局 板橋出張所より照会があるのはなぜですか。
事 務 局 長	法務局による調査であったり、法務局に届出を行った方が、地目と現況が異なっている旨の説明を行った際に、事実確認のために、農業委員会に照会が来ております。
委 員	本件においては、農地転用の届出が出されていないが、これは今後届出る必要が出てくるのでしょうか。
事 務 局 長	法務局への届出等のタイミングで、土地所有者に指導が入ると思われます。
委 員	土地の税率の関係で、地目が畑であるが、現況において建物が建てられているということで、固定資産税の評価も変わってくるので、そうした事実確認のために農業委員会に照会が来るケースもあるかと思えます。
委 員	固定資産税は、地目上、農地と宅地で金額は変わりますか。
事 務 局 長	固定資産税は、現況により判断されるので、地目上畑の土地であっても、現況で建物が建てられている場合は、宅地として課税されます。
会 長	その他ご意見、ご質問等ございますか。 特に無いようですので、続いて2番の説明をお願いします。
事 務 局 長	続きまして、番号2、土地の所在が赤塚五丁目819番2から10の9筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計576.64平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、3月24日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を3月25日に東京法務局 板橋出張所に回答しております。 概ね位置は、27ページの下段の番号2の案内図において、矢印が指しているところ、区立美術館の南西側です。 現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、住宅建築のための工事中の非農地となっていました。 写真の青色のネットが設置されている奥は、区民農園（赤塚五丁目第4

	<p>農園) となっており、その周りの土地となっております。</p> <p>そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>こちらの住宅は、計 16 棟建築されているのを見ました。</p>
会 長	<p>今回照会があった土地は、住宅建築を予定している土地の全体ですか。</p>
書 記	<p>今回照会があったのは住宅建築を予定している土地の一部になります。</p>
会 長	<p>続きまして、報告事項(3) 令和7年度 板橋区農業関係予算の概要について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは、28 ページ、資料5をご覧ください。</p> <p>こちらは、令和7年度の農業関係について、当初予算の額を前年度と比較できるように、また、歳入・歳出・職員人件費の3つのカテゴリーに分けて、お示ししております。</p> <p>まず、上段の表「歳入」について、ご説明いたします。「歳入」の一番下、合計欄をご覧ください。</p> <p>令和6年度は、1,303 万円でしたが、令和7年度は1,467 万4 千円となりまして、164 万4 千円の増額となっております。</p> <p>主な要因といたしましては、「雑入」の「2 区民農園利用料」につきまして、区の使用料・手数料の改定にあたり、受益者負担の適正化を図る観点から、本年度から1 区画当たり700 円増額の6,200 円といたしました結果、総額が1,072 万6 千円となり、154 万円余の増額となったものです。</p> <p>この他、各項目について補足説明いたしますと、「都補助金」の「1 農業委員会 交付金」は、職員設置費としての交付金が49 万6 千円、「2 農業経営 基盤強化事業 事務取扱 交付金」は、国有農地の管理事務費として18 万円となっております。</p> <p>その下の「雑入」は、「1 農業者年金 業務委託 手数料」が11 万円、「3 収穫体験事業 参加料」については、じゃがいも収穫体験事業において、一組当たりの配付株数を減らす一方、参加組数を増やすなど、昨年度よりも10 万5 千円増額の52 万5 千円、「11 農業まつり協賛金」は、JA 東京あおば様からの協賛金100 万円などがございます。</p> <p>続きまして、中段の「歳出」でございます。「歳出」の一番下、合計欄をご覧ください。</p> <p>令和6年度は、8,041 万円でしたが、7年度は8,856 万円となりまして、815 万円の増額となっております。</p>

	<p>主な要因でございますが、まず「農業委員会費」では、「1 委員報酬」が条例改正により、14万4千円増額となりました。</p> <p>次に、「農業振興 経費」では、「1 農業振興 対策費」ですが、赤塚支所管理農地の外柵等 改修工事などによりまして、432万8千円の増額となります。</p> <p>また、「3 農業まつり実施経費」につきましては、実施会場の一部変更に伴う設営、警備等の委託料の増額により、361万円の増額です。</p> <p>なお、「4 区民農園運営経費」につきましては、隔年で印刷している受付用封筒の減額などにより、10万6千円の減額となっております。</p> <p>最後になりますが、下段の表、「職員人件費」でございますが、時間外勤務手当が45万円の増額となっております。これは、主に、農業まつり実施会場の一部変更に伴い、事務量等の増加に対応するためのものです。</p> <p>なお、ご参考までに、区全体の令和7年度当初予算につきまして、濃いクリーム色の別冊で「令和7年度 板橋区の予算（区の財政状況）」を机上に置かせていただきましたので、後ほどご覧ください。</p> <p>雑ぱくではございますが、ご説明は以上でございます。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	歳入と歳出は同額にならなくても問題はありますか。
事 務 局 長	歳入で賄えない部分については、税金を投入し、運営しているところでございます。
委 員	農業まつりについて、赤塚小学校が使えないと聞いているが、代替地は検討していますか。
事 務 局 長	現在、代替地を検討中です。
委 員	茶摘み体験学習について、予算額が10万円となっているが、資料6にある、体験する小学校の在校生の数で計算すると9万6千円となる。 この額は実数ベースで掲載しても良いのではないのでしょうか。
事 務 局 長	当初予算を編成する時点では、おおよその人数を元に計算をしているので、実数とは違いが生じているところでございます。
委 員	収穫体験事業の体験料について、物価高等、近年の状況を鑑みて、値上げは考えていますか。 肥料の金額も高騰しており、野菜の生産コストが非常に高くなっているのが現状となっております。

事務局 長	<p>6月実施予定のじゃがいも収穫体験では、昨年まで3株500円としていたのを、2株500円に変更し、1株当たりの料金の実質値上げをしました。</p> <p>また、11月に実施する大根・人参収穫体験についても、昨年まで400円だったものを500円に値上げする予定です。</p>
会 長	<p>続きまして、報告事項（4）農業委員会だより（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらにつきましては、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>机上配付させていただきました、カラー印刷をしております別添資料をご覧ください。</p> <p>農業委員会だより第69号についてです。農業委員会だよりは、年2回発行し、区内農業者、関係団体、区役所の関係部署に配付しております。</p> <p>まず、1面では、昨年6月に実施をしましたじゃがいも収穫体験の様子を掲載し、下段には、令和7年度の都市農業振興イベントの開催予定を掲載してございます。</p> <p>ページをおめくりいただいて2面では令和6年度農業功労者表彰・第64回企業的農業経営顕彰（けんしょう）の記事を、掲載しております。</p> <p>となりのページに移りまして3面では「農業の担い手を育成するための取組みについて」と題しまして、「成増農業体験学校」「農業スキル育成講習」「農のサポーター制度」についての記事を掲載しています。</p> <p>最後に4面では、年々減少しております「区民農園用地を探しています」という記事のほか、「板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金のご案内」、「農地法第3条の3第1項による届出について」「農業委員への女性登用の推進について」「農業者年金について」の記事を掲載しております。なお、この農業委員会だよりは300部程度、印刷する予定です。説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
会 長	<p>農業だよりはいつ発行になりますか。</p>
書 記	<p>本定例総会で決定後、準備が整い次第関係各所に発送します。</p>
会 長	<p>続きまして、その他（1）茶摘み体験学習事業について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局 長	こちらにつきましては、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	<p>それでは 29 ページ、資料 6 をご覧ください。</p> <p>茶摘み体験学習事業は、近隣の小学生を対象にお茶摘み体験を通じて、身近な農地・農業を感じてもらふことや、食育活動の一環として毎年実施している事業です。お茶摘みは 8 8 夜に摘んだ茶葉がおいしいとされておりまして、今年度は 5 月 1 日（木）の午前中を予定しております。実施会場は、徳丸八丁目、田上さん所有の茶畑で、参加予定の小学校は記載の近隣小学校 5 校です。当日は、生産者の農家さんにお茶の摘み方などを教えてもらいながら、実施いたします。なお、子どもたちに摘んでもらったお茶は、所沢の業者に製茶してもらい、6 月初旬にご参加いただいた子どもたちへ、学校を通じて配布する予定です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	本日、実施会場の横を通りましたが、茶畑がたくさんあるわけではないような気がしたのですが、参加小学校全員分茶畑の確保はできていますか。
農 政 主 査	現在ある茶畑で、全員体験が可能です。
会 長	続きまして、その他（2）さつきフェスティバルの実施について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局 長	こちらにつきましても、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	<p>それでは 30 ページ、資料 7 をご覧ください。</p> <p>毎年、板橋区役所本庁舎で実施しているさつきの展示会などの事業です。実施日は、令和 7 年 5 月 11 日（日）～16 日（金）の 6 日間で、実施場所は、区役所本庁舎 1 階のイベントスクエア等です。催物といたしましては、さつきの展示、板橋ふれあい農園会及び JA 東京あおばによる区内産農産物の販売、さつきの苗木の販売、園芸教室を実施する予定です。このさつきフェスティバルには、農業委員の皆様にもご協力いただいております。さつきの展示では元農業委員の榎本勇さん、板橋ふれあいマルシェによる区内産農産物の販売では、山口会長、會田会長職務代理、染宮委員、園芸教室では松澤委員に講師をお願いしてございます。ご協力いただきます委員の皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。園芸教室として実施しておりましたさつきの手入れ教室についてですが、講師の榎本勇さんへ確認したところ、他のさつきの展示会のスケジュールと重なっております。</p>

会 長	<p>て、残念ですが中止とさせていただきます。 説明は以上でございます。</p> <p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となります。 これをもちまして第22回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後4時40分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運営委員会 5月19日(月) 午後2時00分・ 定例総会 5月26日(月) 午後2時00分
-----	--